

四日市市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第66号

四日市市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

四日市市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和2年四日市市規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の特別休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>会計年度任用職員</u>が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合でその勤務しないことが相当であると認められるとき 1の年度において5日の範囲内の期間</p> <p>アからウまで (略)</p> <p><u>エ 地域団体又はPTAが主催する交通安全活動、環境美化活動又は防犯・防災活動で市長が定めるもの</u></p> <p>(5)から(20)まで (略)</p> <p>2から7まで (略)</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の特別休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>フルタイム会計年度任用職員</u>が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合でその勤務しないことが相当であると認められるとき 1の年度において5日の範囲内の期間</p> <p>アからウまで (略)</p> <p>(5)から(20)まで (略)</p> <p>2から7まで (略)</p>

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

(総務部人事課)